

「松川地熱発電所発電設備更新(仮称)計画 計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、東北自然エネルギー株式会社が、岩手県八幡平市において、出力 23,500kW の地熱発電所を更新し、出力 13,000kW 級にするものである。

一般的に、地熱発電は再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

また、本事業は、昭和 41 年に営業運転を開始した日本で最初の商用地熱発電所である松川地熱発電所について、設備の老朽化のため、地上部発電設備（発電棟、冷却塔等）を更新するものであり、生産・還元設備は、現状の坑井を活用することから新規の掘削は伴わないなど地中における蒸気の取得量・還元量及びその方法に変更が生じないこと、更新される発電棟・冷却塔等は発電所敷地内に設置され新たな土地造成を伴わないことから、一般的な地熱発電所の新設と比較して、本更新計画による環境影響は小さいことが想定される。

一方、本事業の事業実施想定区域及びその周辺は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき十和田八幡平国立公園第 2 種及び第 3 種特別地域に指定されており、自然環境の保全上、重要な地域であるため、本事業の実施に伴う自然環境への影響は最小限となるよう配慮されなければならない。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

- 1．本事業の事業実施想定区域及びその周辺は、自然公園法に基づき十和田八幡平国立公園第 2 種及び第 3 種特別地域に指定されており、自然環境の保全上、重要な地域であるため、本事業の実施に伴う自然環境への影響は最小限となるよう配慮されなければならない。

このため、本事業計画及び方法書以降の環境影響評価手法の具体化に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度及び現在継続的に実施されている環境監視の結果を整理し、反映させること。また、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、本事業による影響を回避又は極力低減すること。

- 2．地熱流体の採取による地熱貯留層及び温泉等への影響や、冷却塔から排出される蒸気や硫化水素による植物への影響を含めて、地熱発電事業の環境影響については十分に解明されていない点もことから、調査、予測及び評価の実施、本事業の計画並びに環境保全措置の実施の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映すること。

- 3．施設供用後、長期的には生産井の機能が低下した場合、補充井の掘削の可能性があることとされていることから、それに伴う追加的な環境影響が懸念される。そのため、生産井はできる限り長く維持し、施設供用後の補充井の掘削及び附帯設備の増設等による環境影響が最小限となるよう事業内容を検討すること。